

## 緊急時の障がいのある方の受け入れ先について (八尾市地域生活支援拠点等事業)

八尾市は地域で生活する障がいのある方を支援するため、“地域生活支援拠点等事業”を進めています。

その一環として、ご家族に急な事態が生じた際、障がいのある方への緊急支援を実施することになりました。八尾市にお住まいの障がいのある方と同居しているご家族が、疾病などによる急な入院などで、居宅で生活することができなくなった時に、障がいのある方の生活が継続できるよう、早急（当日または翌日など）にショートステイ(短期入所)などの受け入れなどの支援を行います。

### 対象となる方

八尾市にお住まいで、ご家族と同居されている障がいのある方です。

### 利用について(裏面参照)

- ① 利用には、あらかじめ八尾市障がい福祉課への事前登録が必要です。  
安心して利用できるよう、利用される方の基本情報(障がい状況、主治医や薬、主に利用しておられる福祉サービス事業所など)を事前に八尾市に登録してください。
- ②登録されたのちに緊急事態が発生した場合、  
平日の日中は八尾市障がい福祉課  
休日・夜間は八尾市立障害者総合福祉センター  
にご連絡ください。
- ③状況を判断して、障がいのある方のショートステイ(短期入所)などの受け入れなど、支援を行います。



※登録の手続きは八尾市障がい福祉課です。下記のお問い合わせ先までお電話いただき、登録手続き日を予約してください。

### お問い合わせ先・相談窓口

八尾市役所障がい福祉課基幹相談支援センター係  
担当(吉田、渡邊)

〒581-0003 八尾市本町1丁目1番1号

☎ 072-924-3838 FAX 072-922-4900 Eメール syougai@city.yao.lg.jp

〔ご相談時間〕

月～金曜(祝日・年末年始除く) 8:45～17:15

★ 緊急時支援の流れ ★

